**各様式を使用するに当たっての留意点**

**１　36協定届出様式が新しくなります！**

〇　令和６年４月１日以降を対象期間とする時間外労働・休日労働に関する労使協定届（以下「36協定届」とする。）を所轄労働基準監督署長に届け出る場合には、新様式を使用する必要があります（なお、様式第９号、第９号の２、第９号の３については、令和３年４月から使用されている様式と変更ありません。）。

〇　令和６年３月31日まで上限規制が適用猶予となっていた建設業、自動車運転者、医業において使用されていた旧様式第９号の４（第70条関係）は同年４月１日以降使用することはできません。新様式を使用するようにしてください。

**２　労働保険番号、法人番号の記載が必須となります！**

〇　協定届の任意と記載されている欄以外については、原則としてすべて記載するようにしてください（労働保険番号、法人番号含む。）。これらの記載がないと形式要件不備（必要事項を記載していない）となり受理できないこととなります。

**３　共通事項**

〇　労使で締結した内容（36協定書）を協定届様式に転記して届け出てください。ただし、協定届様式を用いて協定を締結することもできます。その場合には、労使の記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。

〇　必要事項の記載があれば、協定届様式以外の様式でも届出できます。

〇　延長することができる時間数が労基法第36条第４項の限度時間（１箇月45時間、１年360時間、３箇月を超える期間を定めた１年単位の変形労働時間制により労働させる場合にあっては１箇月42時間、１年320時間）を超えない場合は一般条項、限度時間を超える場合は特別条項（２枚目）の締結が必要です（様式第９号の３新技術・新商品等の研究開発業務を除く。）。

**４　建設事業における36協定届について**

〇　建設業において、災害時における復旧及び復興の事業が見込まれない場合は、様式第９号又は様式第９号の２で届け出ることが可能です。災害時における復旧及び復興の事業が見込まれる場合は、様式第９号の３の２又は様式第９号の３の３での届け出が必要です。

**５　自動車運転者を使用する事業場における36協定届について**

〇　自動車運転者を使用する事業場においては、限度時間（１箇月45時間、１年360時間、3箇月超える期間を定めた1年単位の変形労働時間制により労働させる場合にあっては１箇月42時間、１年320時間）を超えない場合は、新しい様式９号の３の４で、限度時間を超える場合は、様式９号の３の５での届け出が必要になります。自動車運転者を使用する事業場においては、記載例に掲載している労使協定書（例）を参考に、労使協定を締結し、その写しを協定届に添付するようにしてください。

**６　医業の36協定届について**

〇　医療機関においては、限度時間（１箇月45時間、１年360時間、３箇月を超える期間を定めた１年単位の変形労働時間制により労働させる場合にあっては１箇月42時間、１年320時間）を超えない場合は、新しい様式９号の４で、限度時間を超える場合は、様式９号の５での届け出が必要になります。

〇　医師については、医業に従事する医師の中でも、特定医師（病院等で診察を行う勤務医、審査を行っている産業医）とそれ以外の医師（産業医、血液センター等の勤務医、大学病院の裁量労働制適用医師）で、適用される時間外労働の上限規制が異なります。特定医師については医師の時間外労働の上限規制が適用されますが、特定医師以外の医師については、一般の労働者と同じ時間外労働の上限規制が適用されます。